

令和 7 年 3 月 24 日 招集

令和 7 年門真市教育委員会第 3 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
令和7年3月24日（月）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について （令和7年度門真市立学校管理職人事について）	1
第4	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （総合教育会議の招集について）	4
第5	議案第10号	令和6年度大阪府中学生チャレンジテスト（1年生・2年生）結果の公表について	6
第6	議案第11号	門真市小中一貫教育推進プランの全部改訂について	7
第7	議案第12号	門真市立大和田幼稚園敷地の変更について	8
第8	議案第13号	門真市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について	11
第9	議案第14号	門真市立学校いじめ防止対策審議会規則の制定について	14
第10	議案第15号	門真市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について	17
第11	議案第16号	門真市教育委員会公印規則等の一部改正等について	20
第12	議案第17号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	34

第13	議案第18号	門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について	37
第14	議案第19号	門真市教育機関等事務処理規程の一部改正について	39
第15	議案第20号	令和7年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について	42
第16	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第17		諸報告	44

承認第 1 号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和 7 年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について

(総合教育会議の招集について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、総合教育会議の招集に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

門教企第916号

令和7年3月14日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市教育委員会

総合教育会議の招集について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項に基づき「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第2号に掲げる児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」につきまして協議していただきたく、総合教育会議の招集を求めます。

議案第10号

令和6年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果の公表について

令和6年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

令和6年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）について、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため、本案を提出するものである。

議案第11号

門真市小中一貫教育推進プランの全部改訂について

門真市小中一貫教育推進プランを次のように全部改訂するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

平成19年に策定した門真市小中一貫教育推進プランを全部改訂するにつき、本案を提出するものである。

議案第12号

門真市立大和田幼稚園敷地の変更について

教育委員会所管の行政財産（教育財産）である門真市立大和田幼稚園の敷地を市長所管の行政財産として設定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口保育園を設置するにつき、本案を提出するものである。

敷地の変更をする教育財産

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| 1. 変更する教育財産 | 門真市立大和田幼稚園敷地 |
| 2. 所在地 | 門真市大橋町462番 4 他 |
| 3. 変更する敷地及び建物 | 土地 1953.67㎡ |
| 4. 変更年月日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |
| 5. 変更前の所管課 | こども部保育幼稚園課 |
| 6. 変更後の所管課 | こども部保育幼稚園課
(同日付で総務部管財統計課を経由し所管換) |



議案第13号

門真市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

門真市いじめ問題対策連絡協議会規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号の表に掲げる門真市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号の表に掲げる門真市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員35人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 門真市立学校長
- (4) 門真市立学校教員
- (5) 本市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、門真市教育委員会が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第8条 協議会は、次に掲げる事務を実施することによりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項に規定するいじめの防止等（以下「いじめの防止等」という。）に関係する機関との連携を図るものとする。

- (1) いじめの防止等に係る意見交換及び連絡調整に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、門真市教育委員会が必要と認める事務

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

門真市立学校いじめ防止対策審議会規則の制定について

門真市立学校いじめ防止対策審議会規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号の表に掲げる門真市立学校いじめ防止対策審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校いじめ防止対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）条例別表第2号の表に掲げる門真市立学校いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 心理に関する専門的知識を有する者
- (4) 福祉に関する専門的知識を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、門真市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第6条 審議会が行う調査審議の手続は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(特別な勤務)

第9条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）別表備考4に規定する特別な勤務は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定するいじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議に関する事務のうち、門真市教育委員会が必要と認める調査、報告書の作成等に関するものとする。

(門真市いじめ重大事態調査委員会との連携)

第10条 審議会は、必要と認めるときは、門真市附属機関に関する条例別表第2号の表に掲げる門真市いじめ重大事態調査委員会との密接な連携のもと、調査審議を行うものとする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

門真市いじめ重大事態調査委員会規則の制定について

門真市いじめ重大事態調査委員会規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市附属機関条例（令和2年第2号）第1条の規定に基づき、門真市いじめ重大事態調査委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市いじめ重大事態調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）別表第2号の表に掲げる門真市いじめ重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調査委員会は、委員6人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 心理に関する専門的知識を有する者
- (3) 福祉に関する専門的知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、門真市教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該重大事態（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）に係る調査が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 調査委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査手続の非公開)

第6条 調査委員会が行う調査の手続は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第7条 調査委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(特別な勤務)

第9条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）別表備考4に規定する特別な勤務は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務のうち、門真市教育委員会が必要と認める調査、報告書の作成等に関するものとする。

(門真市立学校いじめ防止対策審議会との連携等)

第10条 調査委員会は、門真市附属機関に関する条例別表第2号の表に規定する門真市立学校いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）との密接な連携のもと、調査を行うものとする。

2 調査委員会は、調査を行ったときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

門真市教育委員会公印規則等の一部改正等について

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）等の一部を次のように改正等するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口保育園を設置するにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公印規則等の一部を改正する等の規則

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
(学校長の職務代行の場合の公印の使用)							(幼稚園長の職務代理の場合の公印の使用)								
							第6条の2 幼稚園長に事故があるため、園長代理がその職務を代理する場合においては、職務を代理される者の公印を使用するものとする。								
第6条の2 学校長が欠けたため、教頭がその職務を代行する場合においては、職務を代行される者の公印を使用するものとする。							第6条の3 学校長又は幼稚園長が欠けたため、教頭又は園長代理がその職務を代行する場合においては、職務を代行される者の公印を使用するものとする。								
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）								
番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者
略								略							
9	大阪府門真市立和田幼稚園之印	てん書	24	つげ	1	大和田幼稚園長名をもつてする文書用	大和田幼稚園	10	大阪府門真市立和田幼稚園之印	てん書	24	つげ	1	大和田幼稚園長名をもつてする文書用	大和田幼稚園
9	略						10	略							
2							2								
9							10								

改正後		改正前	
3		3	
9		10	
4		4	
9		10	
5		5	
9		10	
6		6	
9		10	
7		7	
9		10	
8		8	
9		10	
9		9	
9		10	
10		10	
9		10	
11		11	
9		10	
12		12	
9		10	
13		13	
10		11	
10		11	
2		2	
10		11	
3		3	
10		11	
4		4	

改正後										改正前									
10										11									
5										5									
10										11									
6										6									
										12	大阪	て	方	21	つ	1	大和	大和田幼稚園	
											府門	ん		げ			田幼長		
											真市書						稚園		
											立大						長名		
											和田						をも		
											幼稚園						つて		
											園長						する		
											之印						文書		
																	用		
11										13									
11										13									
2										2									
11										13									
3										3									
11										13									
4										4									
11										13									
5										5									
11										13									
6										6									
11										13									
7										7									
11										13									
8										8									
11										13									
9										9									
11										13									

改正後		改正前	
10		10	
11		13	
11		11	
11		13	
12		12	
11		13	
13		13	
12		14	
12		14	
2		2	
12		14	
3		3	
12		14	
4		4	
12		14	
5		5	
12		14	
6		6	
13		15	
13		15	
2		2	
13		15	
3		3	
13		15	
4		4	
13		15	
5		5	
13		15	

改正後		改正前	
6		6	
13		15	
7		7	
13		15	
8		8	
13		15	
9		9	
13		15	
10		10	
13		15	
11		11	
13		15	
12		12	
13		15	
13		13	
14		16	
14		16	
2		2	
14		16	
3		3	
14		16	
4		4	
14		16	
5		5	
14		16	
6		6	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	

改正後			改正前		
番号	印影（ひな形）	名称	番号	印影（ひな形）	名称
	〃 略			〃 略	
			9	大阪府門真市立大和田幼稚園之印	大阪府門真市立大和田幼稚園之印
9			10		
9			10		
2			2		
9			10		
3			3		
9			10		
4			4		
9			10		
5			5		
9			10		
6	〃 略		6	〃 略	
9			10		
7			7		
9			10		
8			8		
9			10		
9			9		
9			10		
10			10		
9			10		
11			11		

改正後		改正前	
9		10	
12		12	
9		10	
13		13	
10		11	
10		11	
2		2	
10		11	
3		3	
10		11	
4		4	
10		11	
5		5	
10		11	
6		6	
		12	大阪府門真市立大和田幼稚園長之印 大阪府門真市立大和田幼稚園長之印
11		13	
11		13	
2		2	
11		13	
3	略	3	略
11		13	
4		4	
11		13	

改正後		改正前	
5		5	
11		13	
6		6	
11		13	
7		7	
11		13	
8		8	
11		13	
9		9	
11		13	
10		10	
11		13	
11		11	
11		13	
12		12	
11		13	
13		13	
12		14	
12		14	
2		2	
12		14	
3		3	
12		14	
4		4	
12		14	
5		5	
12		14	
6		6	

改正後		改正前	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>2</u>		<u>2</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>3</u>		<u>3</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>4</u>		<u>4</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>5</u>		<u>5</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>6</u>		<u>6</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>7</u>		<u>7</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>8</u>		<u>8</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>9</u>		<u>9</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>10</u>		<u>10</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>11</u>		<u>11</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>12</u>		<u>12</u>	
<u>13</u>		<u>15</u>	
<u>13</u>		<u>13</u>	
<u>14</u>		<u>16</u>	
<u>14</u>		<u>16</u>	
<u>2</u>		<u>2</u>	

改正後		改正前	
14		16	
3		3	
14		16	
4		4	
14		16	
5		5	
14		16	
6		6	

(門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則の一部改正)

第2条 門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則（昭和51年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>(幼稚園への準用)</u> 第8条 この規則を条例第13条の規定に基づき門真市立幼稚園の施設の使用について準用する場合においては、第3条第1項中「門真市立小・中学校（以下「学校」という。）」とあるのは「門真市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）」と、同条第2項中「小・中学校の長（以下「学校長」という。）」とあるのは「幼稚園の園長」と、同条第3項及び第5条中「学校長」とあるのは「幼稚園の園長」とする。
第8条 略	第9条 略

(門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則の一部改正)

第3条 門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則（平成11年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則</u>	<u>門真市立学校園職員の勤務時間に関する規則</u>

改正後	改正前															
(趣旨) 第 1 条 この規則は、門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年門真市条例第19号）第 4 条並びに門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年門真市規則第24号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、門真市立小・中学校に勤務する職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規則において、<u>学校職員</u>とは次の各号に掲げる者の総称をいう。 (1) <u>小・中学校に勤務する特別支援教育に係わる専任訓練士・訓練士</u> (2)～(3) 略 (勤務時間の割振り等) 第 3 条 <u>学校職員</u>の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別表のとおりとする。 別表（第 3 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>勤務時間の割振り</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td colspan="3">〃 略</td></tr></table>	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	〃 略			(趣旨) 第 1 条 この規則は、門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年門真市条例第19号）第 4 条並びに門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年門真市規則第24号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、門真市立小・中学校<u>及び幼稚園</u>に勤務する職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規則において、<u>学校園職員</u>とは次の各号に掲げる者の総称をいう。 (1) <u>教員等（幼稚園に勤務する園長、園長代理、教諭及び小・中学校に勤務する特別支援教育に係わる専任訓練士・訓練士をいう。以下同じ。）</u> (2)～(3) 略 (勤務時間の割振り等) 第 3 条 <u>学校園職員</u>の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別表のとおりとする。 別表（第 3 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>勤務時間の割振り</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td colspan="3">〃 略</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>午前 8 時30分から午後 5 時まで</td><td>午前11時から午後 2 時までの間に45分</td></tr></table>	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	〃 略			幼稚園	午前 8 時30分から午後 5 時まで	午前11時から午後 2 時までの間に45分
区分	勤務時間の割振り	休憩時間														
〃 略																
区分	勤務時間の割振り	休憩時間														
〃 略																
幼稚園	午前 8 時30分から午後 5 時まで	午前11時から午後 2 時までの間に45分														

（門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正）

第4条 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職の設置) 第3条 1 略	(職の設置) 第3条 1 略 2 <u>門真市立幼稚園に園長代理を置く。</u>

改正後	改正前															
2 略	3 略															
3 特定の事務を処理させるためその他必要があるときは、門真市教育センターに副参事、上席主査及び主査(前項の主査を除く。)を置くことができる。	4 特定の事務を処理させるためその他必要があるときは、 <u>門真市立幼稚園に参事、副参事、上席主査及び主査(前項の主査を除く。この項において同じ。)</u> を、門真市教育センターに副参事、上席主査及び主査_____を置くことができる。															
別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)	別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)															
<table><tr><td>教育機関等名</td><td>所属部課等</td><td>長</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	教育機関等名	所属部課等	長	略			<table><tr><td>教育機関等名</td><td>所属部課等</td><td>長</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>門真市立幼稚園</td><td>こども部</td><td>園長</td></tr></table> 備考 <u>この表において「こども部」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定により置かれた市長の直近下位の内部組織とする。</u>	教育機関等名	所属部課等	長	略			門真市立幼稚園	こども部	園長
教育機関等名	所属部課等	長														
略																
教育機関等名	所属部課等	長														
略																
門真市立幼稚園	こども部	園長														
別表第 2 (第 4 条関係)	別表第 2 (第 4 条関係)															
<table><tr><td>教育機関等名</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	教育機関等名	分掌事務	略		<table><tr><td>教育機関等名</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td rowspan="2">門真市立幼稚園</td><td>(1) <u>園児の保育に関すること。</u></td></tr><tr><td>(2) <u>園の運営に関すること。</u></td></tr></table>	教育機関等名	分掌事務	略		門真市立幼稚園	(1) <u>園児の保育に関すること。</u>	(2) <u>園の運営に関すること。</u>				
教育機関等名	分掌事務															
略																
教育機関等名	分掌事務															
略																
門真市立幼稚園	(1) <u>園児の保育に関すること。</u>															
	(2) <u>園の運営に関すること。</u>															

(門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第5条 門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成29年門真市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市長の補助機関である職員に補助執行させる事務) 第2条 1 略 2 委員会は、<u>就学前の教育に関する事務</u>を市長の補助機関であるこども部の職員に補助執行させるものとする。	(市長の補助機関である職員に補助執行させる事務) 第2条 1 略 2 委員会は、<u>次に掲げる事務</u>を市長の補助機関であるこども部の職員に補助執行させるものとする。 (1) <u>幼稚園に係る計画及び適正配置等に関すること。</u> (2) <u>就学前の教育に関すること。</u>

改正後	改正前
	(3) <u>門真市立幼稚園の維持管理に関するこ</u> <u>と。</u> (4) <u>門真市立幼稚園との連絡調整に関する</u> <u>こと。</u> (5) <u>門真市立幼稚園の保健及び環境衛生に</u> <u>関すること。</u>

(門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の廃止)

第6条 門真市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和62年門真市教育委員会規則第9号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正に伴い、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を
改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	庶務 担当 機関	名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	庶務 担当 機関
〃 略						〃 略					
門真市 幼児教 育振興 検討委 員会	委員 長 副委 員長	10人 以内	(1) 略 (2) 関係団体 を代表する 者 (3) 門真市立 学校長 (4) 本市の職 員		略	門真市 幼児教 育振興 検討委 員会	委員 長 副委 員長	15人 以内	(1) 略 (2) 関係者の 代表 (3) 市民の代 表 — —		略
門真市 立義務 教育諸 学校教 科用図 書選定 委員会	委員 長 副委 員長	7人 以内	(1) 略 (2) 関係団体 を代表する 者 (3) 略		略	門真市 立義務 教育諸 学校教 科用図 書選定 委員会	委員 長 副委 員長	7人 以内	(1) 略 (2) 関係者の 代表 (3) 略		略
〃 略						略					
〃 略						門真市 中学生 海外派 遣研修 事業委 託事業 者選定 委員会	委員 長 副委 員長	7人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 本市の職 員	2年	教育 部学 校教 育課
〃 略						略					
〃 略						門真市 立学校 いじめ 防止対	会長 副会 長	6人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 弁護士 (3) 心理に関	2年	教育 部学 校教 育課

改正後		改正前					
		策審議 会				する専門的 知識を有す る者	
						(4) 福祉に関 する専門的 知識を有す る者	
						(5) 前各号に 掲げるもの のほか、門 真市教育委 員会が必要 と認める者	
備考 略		備考 略					

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正
について

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

学校運営協議会を全校設置することに伴い、学校評議員を廃止するにつき、学校評議員の規定を削除するため、本案を提出するものです。

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>（学校評議員）</u> <u>第3条の4</u> 学校に、学校評議員を置くことができる。 <u>2</u> 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。 <u>3</u> 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
<u>第3条の4</u> 略	<u>第3条の5</u> 略
<u>第3条の5</u> 略	<u>第3条の6</u> 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

門真市教育機関等事務処理規程の一部改正について

門真市教育機関等事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第4号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市公立園最適化基本計画に基づき、門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口保育園を設置するにつき、本案を提出するものである。

門真市教育機関等事務処理規程の一部を改正する規程

門真市教育機関等事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について副教育長、部長、次長、課長又は教育機関等の長に、常時意思決定させることをいう。 (3)～(9) 略 <u>(10) 主任 規則第3条第2項の主任をいう。</u> <u>(11) スタッフ職 規則第3条第3項に規定する参事、副参事、上席主査及び主査並びに特定の事務等の処理を命じられた係員をいう。</u> (職務) 第4条 1 略 2 略 3 <u>規則第3条第2項に規定する主査は、所属上司の命を受けて担当の事務を処理する。</u> 4 略 (教育機関等の事務に係る専決)	(定義) 第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 専決 教育長がその責任において、その権限に属する特定の事務の処理について副教育長、部長、次長、課長又は教育機関等の長<u>（門真市立幼稚園の園長を除く。第4号及び第6号において同じ。）</u>に、常時意思決定させることをいう。 (3)～(9) 略 <u>(10) 園長 規則別表第1に掲げる門真市立幼稚園の園長をいう。</u> <u>(11) 園長代理 規則第3条第2項の門真市立幼稚園の園長代理をいう。</u> <u>(12) 主任 規則第3条第3項の主任をいう。</u> <u>(13) スタッフ職 規則第3条第4項に規定する参事、副参事、上席主査及び主査並びに特定の事務等の処理を命じられた係員をいう。</u> (職務) 第4条 1 略 2 <u>園長代理は、所属上司を補佐するとともに、所属上司の命を受けて所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> 3 略 4 <u>規則第3条第3項に規定する主査は、所属上司の命を受けて担当の事務を処理する。</u> 5 略 (教育機関等の事務に係る専決)

改正後	改正前
第5条 教育機関等の専決事項については、門真市教育委員会事務局事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第3号）第5条、第6条及び別表の規定を適用する。 （代決） 第6条 <u>1</u> 教育機関等の長が専決する事項について、教育機関等の長が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 （代理合議） 第7条 前条（第2項を除く。）の規定は、合議する者が不在である場合における代理合議について準用する。この場合において、同条中「専決」とあるのは「合議」と、「代決」とあるのは「代理合議」と読み替えるものとする。	第5条 教育機関等（<u>門真市立幼稚園を除く。</u>）の専決事項については、門真市教育委員会事務局事務処理規程（平成18年門真市教育委員会規程第3号）第5条、第6条及び別表の規定を適用する。 <u>2 門真市立幼稚園の事務に係る専決事項（人事に関する事項に限る。）は、門真市教育委員会事務局事務処理規程別表第1号の規定を適用する。この場合において、同規程別表第1号中「課長」とあるのは「園長」と、「課長補佐」とあるのは「園長代理」とする。</u> （代決） 第6条 <u>園長が専決する事項について、園長が不在であるときは、園長代理が代決する。</u> <u>2</u> 教育機関等の長（<u>園長を除く。</u>）が専決する事項について、教育機関等の長が不在であるときは、当該事項に係る事務を担当する主任が代決する。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 （代理合議） 第7条 前条（<u>第3項を除く。</u>）の規定は、合議する者が不在である場合における代理合議について準用する。この場合において、同条中「専決」とあるのは「合議」と、「代決」とあるのは「代理合議」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

令和7年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針
の策定について

令和7年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

令和7年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を策定するにつき、本案を提出するものである。

令和 7（2025）年度

門真市教育委員会 小・中学校教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、本市の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修及び、各校の授業改善を中心とした校内研修を支援する研修を実施し、教職員の資質能力と授業力の向上を図ります。

1 教職員のキャリアステージに応じた研修

「大阪府教員等研修計画」に基づき、教職員の5つのキャリアステージのうち、初任期、ミドルリーダー発展期、ミドルリーダー深化期、キャリア成熟期のそれぞれの期に必要な資質を育成する研修を実施します。

2 門真市の教育課題に対応した研修

すべての子どもの命を守るため、教職員が子どもの課題や SOS に気づいて、適切に対処するための研修、多様な背景や様々な特性のある子どもが通っている学校において、誰一人取り残すことない授業のあり方や支援の方法に関する研修、教職員の働き方改革・学校組織力の強化等、門真市として今後重点的に取り組むべき教育課題の推進のための研修を実施します。

3 校内研修を支援する研修

令和の日本型学校教育を推進し、すべての子どもたちの可能性を最大限引き出すため、各校における「子ども主体の学び」と「探究的な学び」を柱とした授業改善を支援する研修を実施します。「子どもの学びと教職員の学びは相似形」であり、教職員の主体性の尊重と、対話を中心とした研修への転換を図ります。先進校や市内校等の具体的な実践を活用した対話型の研修を実施し、教職員の授業力を向上させるとともに、子どもたち一人ひとりを主語とした授業や多様な他者と協働する複線型の授業への転換に向けた実践的な校内研修が各校で実施できるよう取り組みます。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和6年度末・7年度当初における教職員人事異動の概要について
2	令和7年度大阪府中学生チャレンジテストの参加について
3	門真市就学援助費支給規則の一部改正について
4	「第14回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について